

〇おおい町うみんぴあ大飯マリーナの設置及び管理に関する条例

平成18年3月3日
条例第170号

(設置)

第1条 海洋性スポーツの振興及びレクリエーション活動の普及を図り、ゆとりある生活と地域間交流の促進に寄与するため、おおい町うみんぴあ大飯マリーナ(以下「マリーナ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 マリーナの位置は、次のとおりとする。

おおい町成海第2号16番地

(施設)

第3条 マリーナに、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 海上係留施設
- (2) 陸上艇置施設
- (3) 給油施設
- (4) 上下架施設
- (5) クラブハウス
- (6) メンテナンス棟
- (7) [前各号](#)に掲げるもののほか、マリーナに必要な施設

(指定管理者による管理)

第4条 町長は、マリーナの管理を法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) マリーナの利用の承認に関する業務
- (2) マリーナの施設の維持管理に関する業務
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、マリーナの設置の目的にふさわしい業務

(利用の承認)

第5条 [第3条](#)に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金)

第6条 [第3条](#)に掲げる施設を利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、[別表](#)に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について町長の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 4 指定管理者は、公益の用に供する場合で、特に必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、利用者の責めに帰することができない事由により施設を利用できなくなったときその他特に必要があると認められる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用)

第7条 マリーナにおいて、[次の各号](#)に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、業としての写真撮影その他営利を目的とする行為
 - (2) 興業
 - (3) 非営利目的のための宣伝、募金その他これらに類する行為
 - (4) その他町長が許可を必要と認める行為
- 2 町長は、[前項各号](#)に掲げる行為がマリーナの利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。
 - 3 町長は、[前項](#)の許可に管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第8条 マリーナを使用又は利用(以下「使用等」という。)する者は、マリーナにおいて次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をすること。
 - (2) 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
 - (3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
 - (4) 土地の形質を変更すること。
 - (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
 - (6) ごみの投げ捨てその他不衛生な行為をすること。
 - (7) たき火、その他施設等に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
 - (8) 遊泳及び釣りをすること。
 - (9) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (10) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れ、又は止めておくこと。
 - (11) 示威行為を行うこと、又はそれに類する集会等を催すこと。
 - (12) 急速力をもって航行し、又は無謀な操縦をすること。
 - (13) その他町長が禁止すべきものと認める行為をすること。
- (使用等の取消し)

第9条 町長は、使用者又は利用者がこの条例に違反したとき、又は町長が使用等を不相当と認めたときは、使用等を制限し、又は使用の許可若しくは利用の承認を取り消すことができる。
(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月3日から施行する。

附 則(平成18年12月20日条例第191号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成22年9月24日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年2月4日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後のおおい町うみんぴあ大飯マリーナの設置及び管理に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後のおおい町うみんぴあ大飯マリーナの設置及び管理に関する条例第6条の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)以後の利用に係る利用料金について適用し、一部施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月29日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月22日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

1 海上係留施設

艇長 (m)	利用料金等の上限額(円)		備考
	会員	会員以外	

	入会金	係留料(年)	係留料(日)	
5m以下	115,230	240,950	4,810	光熱水費は、別に実費を徴収する。
5m超～6m以下	115,230	301,710	5,970	
6m超～7m以下	115,230	346,760	6,910	
7m超～8m以下	115,230	391,800	7,750	
8m超～9m以下	115,230	452,570	9,000	
9m超～10m以下	115,230	528,000	10,470	
10m超～11m以下	115,230	634,850	12,670	
11m超～12m以下	115,230	741,710	14,770	
12m超	115,230	艇長が1mを超えるごとに89,040円を加算した額	艇長が1mを超えるごとに1,780円を加算した額	

2 陸上艇置施設

艇長 (m)	利用料金等の上限額(円)		備考
	会員		
	入会金	艇置料(年)	
5m以下	115, 230	209, 520	光熱水費は、別に実費を徴収する。
5m超～6m以下	115, 230	249, 330	
6m超～7m以下	115, 230	259, 800	
7m超～8m以下	115, 230	298, 570	
8m超～9m以下	115, 230	399, 140	
9m超～10m以下	115, 230	458, 850	
10m超～11m以下	115, 230	556, 280	
11m超～12m以下	115, 230	686, 190	
12m超	115, 230	艇長が1m超えるごとに89, 040円を加算した額	

3 上下架施設

艇長 (m)	利用料金等の上限額(円)			備考
	上架(1回につき)	下架(1回につき)	年間	
5m以下	2,200	2,200	52,800	
5m超～6m以下	2,200	2,200	52,800	
6m超～7m以下	2,420	2,420	58,080	
7m超～8m以下	2,860	2,860	68,640	
8m超～9m以下	3,190	3,190	76,560	

9m超～10m以下	3,740	3,740	89,760
10m超～11m以下	4,950	4,950	118,800
11m超～12m以下	6,600	6,600	158,400
12m超	艇長が1mを超えるごとに1,420円を加算した額	艇長が1mを超えるごとに1,420円を加算した額	艇長が1mを超えるごとに34,080円を加算した額

4 メンテナンス棟利用料

1日1隻当たりの利用料金の上限額(円)
5,230

5 クラブハウス利用料

(1) 研修室

昼間1時間当たりの利用料の上限額(円)	夜間1時間当たりの利用料の上限額(円)	備考
410	620	1 冷暖房費及び光熱水費は、別に実費を徴収する。 2 入場料等を徴収する場合又は営利、営業若しくは宣伝を目的とする場合は、利用料の100分の200を徴収する。 3 この表に規定する夜間とは、午後6時から翌日の午前8時までとする。

(2) 喫茶室

保証金の上限額(円)	利用料の上限額(円)	備考
300,000	1か月につき 104,760	1 保証金は、利用者が利用を終えたとき、これを還付する。ただし、未納の利用料又は損害賠償金があるときは、保証金のうちからこれを控除する。 2 保証金には利子を付けない。 3 光熱水費は、別に実費を徴収する。